

## 案件名

No. 6 第5次都留市長期総合計画基本構想（素案）

## 募集期間

平成17年10月3日（月）～31日（月） 終了致しました

## 担当課

政策形成課 企画担当 0554-43-1111（内線241）

## 意見数

1件

## 寄せられたご意見と都留市の考え方

平成17年10月3日（月）～31日（月）までの間、意見の募集を行いました。寄せられたご意見の概要とこれに対する市の考え方を下記のとおり公表します。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
6(1)	<p>家庭の教育力を回復するためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭の機能を再確認するための学習を進める機会を設定する。</li> <li>2. 「我が家」の「家庭の日」を実践することを提唱、推進する。</li> <li>3. 親子の読書運動を推進する。</li> </ol>	<p>6(1)の中の「地域再生や地域の教育力を高めるための生涯学習の推進」の項目に位置づけており、基本計画の策定段階で検討してまいります。</p>
6(1)	<p>都留市青少年総合対策審議会の機能強化。</p>	<p>青少年に関する諸問題を審議するため、都留市青少年総合対策審議会を設置することとしておりますが、地域の教育力を高めると共に、青少年の「生きる力」を育む環境づくりのため、同審議会の機能を活用した施策を展開してまいります。</p>
6(1)	<p>都留市青少年総合対策本部を核とした関係機関・団体のネットワークの構築。</p>	<p>青少年に関する諸問題を総合的に調整推進するため、市長を本部長として市職員で構成する都留市青少年総合対策本部を設置しております。ご指摘の関係団体等とのネットワークについても同本部の所掌事務の一つになっておりますので、今後、この取り組みを強化していきます。</p>
6(1)	<p>青少年指導者を養成し、青少年指導者連絡協議会を設け定期的に研修や交流をすること。また、子どもの組織を再構築することが必要。</p>	<p>青少年指導者の養成研修については、青少年総合対策本部の所掌事務となっており、今後、指導者養成の方法や子どもの組織のあり方なども含めて検討していきます。</p>
6(1)	<p>青少年の非行及び児童虐待に対するマニュアルの策定。</p>	<p>都留市青少年総合対策本部を中心として、ご指摘のマニュアルの策定等検討してまいります。</p>
6(6)	<p>児童憲章で保障されている「子どもの遊ぶ権利」を尊重し、“群れて遊ぶ”ことから子ども達が学ぶことを奨励すること。</p>	<p>児童憲章は、昭和26年5月5日、われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、児童憲章制定会議（議長＝内閣総理大臣）が制定したものであります。</p> <p>ご指摘の「子どもの遊ぶ権利」につきましては、基本構想の6(6)の中の「次世代育成支援行動計画の推進」として記述され、その計画の次世代育成支援施策として推進することとしています。</p>

注)

1. 表中の6とは、基本構想の「第6章 まちづくりの方向」
2. 表中の(1)とは、「教育首都つる」を目指したまちづくり
3. 表中の(6)とは、人権を尊重し、互いに支え合う福祉のまちづくりを示します。

関連情報

[都留市長期総合計画](#)

( [http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info\\_id=3048](http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=3048) )